

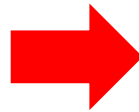
2019年4月スタート

働き方改革で「絶対やらないといけないこと」セミナー

働き方改革って何？ウチには関係ない？？？

- 正社員がいる
- 管理職がいる
- パート・アルバイトがいる
- 派遣社員がいる
- 残業がある

全部NO



今のところ対策不要

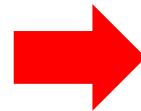


どれかひとつでもYES



- この話題は社員の方が敏感（よく知っている）
- 労働基準監督署は本気です
- 知らなかったでは済まされない
- できなければブラック企業と呼ばれかねない

別にどうでもいいと思った



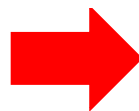
炎上リスク大

ドキッとした



- どうしたら良いのかわからない
- 忙しくて時間がない

NO



そのまま自社で対策を続けて下さい



でもキチンとしたい

YES



セミナー申込書を今すぐFAX

セミナー詳細と申込書は裏面

主要ポイントを優先順位の高いものから説明します

- ① 年次有給休暇の5日間強制付与
(来年の年休管理とスケジュールリングは難しい！管理方法を解説)
- ② 労働時間の絶対的上限規制
(上限対応と管理職の労働時間把握について)
- ③ 同一労働同一賃金
(今から取り組まないと間に合わない同一労働同一賃金への対応)
※特に派遣がいる場合は緊急対応

日 時：2018年11月28日（水） 13：30～15：30

場 所：鶴留事務所セミナールーム

参加費用：お一人につき15,000円（税込）

（当事務所の顧問先企業様は1名無料ご招待）

参加特典
ビジネスガイド
12月号(1080円)
をプレゼント

2018年11月28日 セミナー申込書

フリガナ			
貴社名			
フリガナ			
住所	〒		
電話番号		F A X	
メールアドレス	(申込受付と参加費用振込先のご連絡を送信します)		
フリガナ		部署	
参加者氏名		役職	
フリガナ		部署	
参加者氏名		役職	

お申込みは 2018年11月14日まで にFAXください

FAX **0948-28-2448**

講師：鶴留 舞(つるどめ まい)

鶴留社会保険労務士事務所 代表
特定社会保険労務士
第一種衛生管理者
健康企業ナビゲーター®



鶴留社会保険労務士事務所

TSURUDOME Labor and Social Security Attorney Office

飯塚市川津693-47-1F

URL <http://tsurudome.jp/>

TEL 0948-28-2444

FAX 0948-28-2448



会場地図